

議会だより

No.201

編集：議会広報特別委員会

令和元年 第3回定例会（9月12日）

9月12日に開催され、議案15件、同意1件、報告2件、意見書1件、発議1件が提出され原案のとおり決定しました。

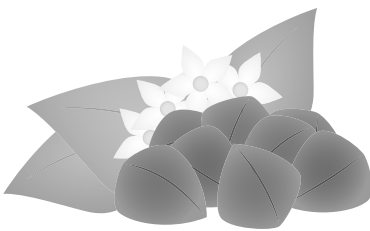
町長・教育長の行政報告がありました。
概要についてお知らせします。

町長行政報告

○「農作物の作況」について

水稲は、融雪期が4月30日と平年より5日遅れとなったが、5月に入り天候に恵まれ、農作業も順調に進んだ。しかし播種後、低温の日が多かったことにより発芽ムラはあったが、その後好天が続き、生育は順調に経過し、出穂期は平年より3日早くなり開花、受粉は良好であった。8月に入り、特に8月9日の大雨によりごく一部の冠水、平均気温も平年よりやや低い状況となり生育は平年並みとなった。収量については、総粒数が多く、平年並みからやや多くなる見込みである。

そばについて、播種期は降雨が少なく農作業も順調であった。しかし、6月降水量が幌加内地区で平年の89パーセントと少なく、6月9日以降に播種した圃場では発芽不良となった。開花期は、早播きは平年より4日ほど早く、普通播きは平年並みであった。その後、特に8月9日にかけての大雨により倒伏が進んだところである。結果状況は、早播きは比較的良好であり、普通播きは発芽が遅れた圃場では結実が少ない状況がみられる。



○北空知信用金庫 役場派出所窓口の閉鎖について

信金の役場派出所窓口については、北空知信用金庫より今年3月下旬に、職員全体の減員が大きく職員確保の問題等から役場窓口閉鎖の打診があったところである。その後、他の町の対応や、本町の人員配置、並びに事務処理の内容等を検討し、7月19日付けで、町として「やむを得ない」旨の閉鎖了承の回答を出し、今般、正式に本店から9月末日までに引き継ぎ業務を完了させ閉鎖することと決定した。

町として指定金融機関の財務会計規則や要領・要綱の改正等の手続きを期限まで進め、スムーズな事務運用を図っていく。

公共料金の支払いは今までどおり出納窓口で行い、会計管理者が受領することとし、町民の皆様には影響が出ないように出納窓口で今後に対応していく。

○「行政機関等第1種公共施設の敷地内禁煙」について

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布

され、「望まない受動喫煙をなくす」ことを目的に、より一層受動喫煙の防止対策が強化された。

この法律により、今年7月1日から行政機関、学校、病院など第1種施設においては敷地内が禁煙の対象となっている。先般、幌加内町衛生管理委員会を開催し、施設における特定屋外喫煙場所の設置を決定した。通常利用者が立ち入らない場所、近隣の建物に隣接しない場所、喫煙場所と非喫煙場所が明確に区分することが出来る所となっており、役場庁舎では2階パントリー横の非常出口外階段、保健福祉総合センターでは外の車庫奥の一角、生涯学習センターでは大道具等通用口側の非常口外側にした。

施設の利用者等には掲示をしっかりとするなど、周知を図っていく。

○「一般国道239号線 幌加内町霧立峠事故対策検討会の開催」について

4月28日、国道239号霧立峠幌加内側の下りで、死亡交通事故が発生し、かけがえのない町民の命を失った。その後、霧

立峠の幌加内側で7月末までに2件の重篤な症状となる交通事故が多発した。

交通事故を考查する機会として、9月10日、添牛内コミュニティセンターにおいて、旭川方面本部士別警察署、旭川開発建設部士別道路事務所、幌加内町交通安全協会、添牛内自治区及び幌加内町の代表者が集まり「事故対策検討会」が開かれた。当日は事故発生概要と、事故の特性や事故発生懸念要因を洗い出し、事故防止対策の取り組み等を、現地確認を含め、今後における対策方法について意見交換を行った。

詳細としては、「警察による取締り体制」「ゼブラ滑り止め舗装の敷設」「感知式サイレン及び回転灯の設置」が、事故防止に極めて有効であるとしたところである。加えて、このような、交通事故防止を協議する複数の機関による横断的な検討会が開かれるのは非常に貴重な機会であることから、次年度に向けても引き続き対策と効果検証を協議する場として継続することについても確認がされた。

町としては、新年度に向け、サイレン関係の予算計上を予定

している。

○「JR北海道の廃止路線協議等」について

JR北海道が平成28年11月18日に10路線13線区を「単独では維持することが困難な線区」として公表され、大きな社会問題となった。名寄・稚内間の「宗谷本線」もこの維持困難な線区の中に含まれており、本町においても沿線自治体ではないが関係26自治体・議会、4商工会議所、2商工会連合会で構成する「宗谷本線活性化推進協議会」の一員として参加し、協議をしたが、一定の結論が出たので報告する。

JRの公表後、北海道においても、オール北海道体制で取り組まなければならないものとし、関係者会議を設置し、平成30年5月29日に「北海道の将来を見据えた鉄道網のあり方に関する道の考え方」を公表した。30年7月27日には、国がJR北海道に対して「事業の適正かつ健全な運営に関する監督命令」を発出するとともに、国の支援として31年、令和2年を第1期集中改革期、令和3年から5年までを第2期集中改革期とし、第1期2年間で400億円台の

支援とともに、関係者における支援・協力を公表。これを受けJR北海道は、平成31年3月に線区ごとにアクションプランを作成した。国の監督命令の中に「地方自治体等からも国と同水準の支援が行われることを前提に・・・」とあり、北海道と国の調整が進み、北海道全体では2億円、うち北海道が7割の1億4000万円、市町村が6000万円の支援を、あくまでJR北海道に対する「緊急的かつ臨時的」な利用促進費として支援することとし、宗谷線については、すべての自治体が了承し、支援額が決定した。

自治体個々の支援負担額は公表していないが、人口や財政力指数などを基に、大きく①名寄以北の7沿線自治体70万円、130万円の範囲。②士別以南の5沿線自治体15万円、70万円の範囲。③それ以外の14自治体、各1万円を予定としており、宗谷本線協議会関係自治体全体では、790万円の支援金となる予定である。この支援金については、自治体が協議会経由で北海道に納付し、交付金として一括JR北海道に支援するもので、8月9日付で北海道から宗

谷本線協議会長宛てに通知があり、所定の予算措置について、依頼があった。本町の負担額においては、1万円であり、規定予算として計上している負担金の内数であるため、補正予算措置はない。

今後、北海道とともに協議会として、令和3年度以降の国の支援を継続するため、所要の法律案を国会に提出することなどを検討・要請をしていく。



教育長行政報告

○「幌加内高等学校生徒の全国大会出場」について

8月6日から東京都駒沢オリンピック公園総合運動場にて開催された「全国高等学校定時制通信制体育大会卓球大会」に、本校からは個人戦と団体戦に出

場した。個人戦・団体戦共に1回戦で敗退したが、団体戦ではベスト8に進出した強豪校に2対3で惜しくも敗れる内容でもあり、来年においても全国大会への出場が期待される場所である。

次に、8月26日に東京都立産業貿易センター台東館にて開催された、「第9回全国高校生そば打ち選手権大会」について、本校からは団体戦と個人戦に出場した。今年度の個人戦出場者は、昨年より2名多い22名、団体戦は、昨年より1校多い33校が出場となった。

本番では日頃の練習成果を十分に発揮し、全員が力を出し切った結果、団体の部では、昨年に引き続き見事優勝し3連覇を達成。文部科学大臣賞を同時に受賞し、通算6回目となる優勝旗を持ち帰ることが出来た。個人戦では、団体戦のメンバーでもある3年生の藤井夏麗さんが見事、悲願であった1年ぶり5人目の優勝を果たし、団体・個人戦で5回目のW優勝を勝ち取った。

8月31日に幌加内新そば祭りで行われた、素人そば打ち三段位認定幌加内大会に本校生徒10

名が出席し、合格率87パーセントの中で見事全員が合格し、今後においても各行事等での活躍が期待される。

次に、7月31日から岩見沢農業高校で行われた「北海道学校農業クラブ連盟技術競技大会」において、「農業鑑定競技」では3年生の永井真菜さん、2年生の久保詩結さんの2名が、「農業情報処理競技」では2年生の柿崎悠斗さんがそれぞれ優秀賞を受賞し、「農業鑑定競技」の久保さんが10月23日から山形県で開催される「日本学校農業クラブ全国大会 農業鑑定競技」に出場する権利を獲得した。

今後、全国大会出場に向けて、本校生徒の更なる活躍に期待し、校長先生を始め、諸先生方、指導者の方々に深く感謝と敬意を表する。

同 意

○教育委員会委員の任命

笠井三貴氏を委員として任命する案に同意した。

任期↓令和元年10月1日から令和5年9月30日まで

決 算 認 定

○平成30年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について

◎決算審査特別委員会を設置して閉会中の継続審査とした。

条 例 改 正

○幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◎10月1日の消費税率引き上げに伴い、情報通信基盤施設の電気通信事業者への設備使用料について条例を改正。

質疑 中川議員

Q 今回の使用料金の改定については、年額から月額への変更となり消費税分の値上がりとの説明だが、新、旧の対照表をみると消費税分だけの取扱いでは説明がつかない数字と

なっているが何か理由があるのか。

答 弁 総務課長

A 条例設立当初は一箇所年額20万円で作成をしていたが、その後単価が変更したのとあわせて消費税率も5パーセントから8パーセントに契約書自体は変更してきた。

しかし条例については訂正が行われていなかった為、今回あわせて訂正を行うもの。

○幌加内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

◎子供・子育て支援法に基づく特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が本年5月31日に施行し、施設及び保育事業の運営に関する基準が示されたことにより条例を改正。



○幌加内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
◎児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行し、設備及び運営に関する基準が示されたことにより条例を改正。

新 規 条 例

○幌加内町森林環境譲与税基金条例

◎森林環境税については、復興特別所得税が終了する、令和6年から負担される税金。

森林環境譲与税については、国から森林環境の維持管理等、人材育成や間伐など適正な管理を行うため森林を所有する自治体への配分となるが、森林環境税の課税よりも先行して今年度から譲与となり譲与税については、使途が定められていることから基金を設置するもの。

質疑 中川議員

Q 譲与税だが、人口や森林面積などに基づいての交付なのか。また、翌年度以降も同様な内容で継続されるのか。

答 弁 総務課長

A 金額の試算については、1番目、私有林の人口林面積。2番目、林業就業者数。

3番目、人口の3つの要素を加味して、それぞれの私有林面積に割り当てられる国の金額であり、それを全国で割りかえたもの。

本町は、私有林人口林面積808ヘクタール。林業就業者数17名。人口1525名を基準に割り出されている。

継続については、令和4年から令和6年まで272万3000円。令和7年から令和10年まで385万8000円。令和11年から令和14年まで499万4000円。令和15年以降612万8000円となる。今後も国の予算が上がる見込みのため、年度ごとの予算にあわせた形で増えていく試算としている。



物品の取得

○仮想サーバー及びクライアントPCを購入

契約の相手方↓北海道市町村
備荒資金組合

契約の金額↓5808万円

(プラス北海道市町村備荒資金組合の防災資器材の譲渡に関する条例第5条第1項に定める率により算出した額を加えた額)

○幌加内小学校ICT機器購入

契約の相手方↓北海道市町村
備荒資金組合

契約の金額↓1739万3200円(プラス北海道市町村備荒資金組合の防災資器材の譲渡に関する条例第5条第1項に定める率により算出した額を加えた額)

○幌加内中学校ICT機器購入

契約の相手方↓北海道市町村
備荒資金組合

契約の金額↓1716万4400円(プラス北海道市町村備荒資金組合の防災資器材の譲渡に関する条例第5条第1項に定める率により算出した額を加えた額)

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)

脱退

○北空知衛生センター組合からの脱退

北空知衛生センター組合から本町が令和2年3月31日をもって脱退するもの。

○深川地区消防組合からの脱退

深川地区消防組合から本町が令和2年3月31日をもって脱退するもの。

財産処分

○深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分

深川地区消防組合からの脱退に伴い幌加内町所有の財産を町に帰属させるもの。

加 入

○土別地方消防事務組合への加入

令和2年3月31日をもって深川地区消防組合を脱退することにより、令和2年4月1日付けをもって土別地方消防事務組合へ加入するもの。

補正予算

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第3号)

派遣医師薬剤師送迎業務委託料、朱鞠内研修センター地下タスク内部改修工事、スクールバス修繕料等の増加により、2210万5000円を追加し、総額42億6360万3000円とした。

質疑 中南議員

収入の説明で雑入73万3000円街灯の修繕費とあるが、支出では学習センターの修繕費73万4000円との説明であったが、この1000円の差は何か。

答弁 副町長

A 予算を作成するにあたり歳出については1000円単位として多めに計上しているため。

○令和元年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

葬祭費の増加により、9万円を追加し、総額2億124万7000円とした。

○令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第2号)

介護保険システム改良業務委託料の増加により、87万9000円を追加し、総額1億9836万円とした。

意見書

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

協議の結果、承認した。

発議

○閉会中の所管事務調査の申し出

議会運営委員会及び総務厚生常任委員会、産建文教常任委員会からの申し出を協議の結果、許可した。



★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付票に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は年1回開催されます。

議会の開催時期

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・予算審査特別委員会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬

- ・決算審査特別委員会 10月中旬～下旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局／公民館3階

☎ 0165-35-2121 (内線373)

一般質問



中川議員

「会計年度任用職員」制度の準備状況等について

A 処遇改善を図る措置に重きを置いて制度設計を進めていく

Q 総務省の調査では2017年度の都道府県、市町村に働く臨時・非常勤職員は延べ64万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど地方行政の重要な担い手となっている。一方で正職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は圧倒的に低く、休暇制度や各種手当等の面でも待遇差は拡大している状況にある。

こうしたなか、2017年5月に地方公務員法と地方自治法の一部改正が行われ、新たに

「会計年度任用職員」制度が創設された。この会計年度任用職員制度は、2020年4月のスタートにむけ制度設計や条例化に向けた準備がされている。

1点目、本町での現状の臨時・非常勤職員の任用は全体で何名になるか。そのうち「会計年度任用職員」(一般職非常勤)はどれくらいになるか。

2点目、各種手当の支給など、基本的な制度設計をどの様に考えているか。

3点目、条例の制定はいつ頃になるか。

4点目、新たに発生する財政負担をどうするか。国も「今後、調査を行い必要な財政措置を検討したい」としていたが、それらの目処はついたのか。目処がついていないのであれば財政負担をどうするのか。

5点目、フルタイムとパートタイムの線引きをどうするか。財政負担増を理由に勤務時間を短縮して、パートタイムの会計年度任用職員にすることはないか。

6点目、財政負担増を理由に、業務そのものを民間に委託したり雇い止め等、処遇の引き下げはないか。

答弁



町長

A

地方公務員の臨時・非常勤職員については、平成28年4月現在で全国約64万人と増加し、様々な行政分野で活躍していることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている。これまでの制度上、任用上の課題として通常の事務補助職員等の任用方法や採用方法等が明確に定められていないことなどから、様々な課題があるとされてきた。

更に処遇上の課題として、労働性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない状況から、適正な任用と勤務条件を確保することが求められ、地公法、更には平成29年に自治法の改正により、「会計年度任用職員制度」が創設され、令和2年度より法施行される。

本町ではこれまで、臨時・非常勤職員の取り組みとして、処遇面等について幾度となく見直しを進めてきた。最近の取組みとして平成29年に臨時職員の給与水準の大幅な見直しを行い、経験年数等を加味した上で10年

程度は、昇給する仕組みを整備し処遇改善を進めてきた。

今回の法改正により、現行の臨時・非常勤職員の任用方法については、会計年度任用職員制度へ移行するものとなるが、本町のこれまでの改善事項に加え、給与水準又は休暇制度の拡充、各種手当についても、国の基準に準拠した形で大きな処遇改善が図られるものと考えている。この制度改正に対応するため、庁内に検討部会を設け必要な事務を進めている。

1点目については、本年度一般会計における通年雇用の臨時職員は29名。内訳は、事務補助員8名、地域おこし協力隊4名、運転業務等技術職員7名、医療専門技術系職員3名、農業技術センター職員2名、高等学校関係職員5名。このほかに短時間・不定期を基本としたパート職員として任用している事務補助員、軽作業員、除雪作業員、看護師、保健師、給食調理員、施設管理人・清掃人等は、47名となり総勢76名程度の臨時非常勤職員を任用している状況となっている。

また、会計年度任用職員に移行する職員数は、ほぼ同数を移

行するとして予定しているが、一部、少額でお願いしている各自治区に設置しているコミュニティセンター等の管理人・清掃人等については、各自治区への委託事業として制度設計の見直しができないかを検討している。

2点目については、現在も支給している通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当のほか、期末手当、特殊勤務手当等の正規職員と同様の手当を支給する予定としている。中でも期末手当の支給については、正規職員と同じ支給月数となることから現時点で、2・6ヶ月分とする予定である。現在は、年末報奨金として1ヶ月分の報奨金が支給されているので、単純計算で1・6ヶ月分の給与水準の引き上げが予定される。期末手当の支給基準については、国に準拠し、週15時間30分以上の勤務実績、及び任用期間6ヶ月以上の会計年度任用職員を支給対象として検討をしている。

3点目については、現在、第4回定例議会へ提案することによって準備を進めており、制度設計等が確立した段階で、関係機関等に説明をする。

4 点目については、制度移行に伴うシステム改修経費等に対する地方交付税措置の情報があ
るが、処遇改善等制度移行に伴
い増額する財政負担の地方財政
措置については現在のところ無
く、町の単費になると考えてい
る。本町の制度移行に伴う給与
水準等の増額は、現時点で13
00万円程度と試算しており、
国の財政負担措置等について
は、おおいに期待したい。

5 点目については、現状の臨
時職員の勤務時間、一日当たり
7 時間15 分を基本として移行
し、パートタイム職を基本に考
えているが、フルタイム職任用
も想定し制度設計をしていく。

6 点目については、今回の制
度改正により、本町としては制
度改正の趣旨を踏まえ、現状の
臨時職員が不利益にはならない
こと、処遇改善を図る措置に重
きを置いて制度設計を進めてお
り、制度改正に馴染まない少額
な施設関係の管理人業務や清掃
業務などについては、自治区等
への委託事業として検討し、合
理的な管理業務といたく制度移
行を検討している。

Q

フルタイムとパートタイ
ムの線引きの関係だが、
制度上二つの臨時職員の分類が
出来た。総務省等の見解だと正
規職員の労働時間より1 分でも
短ければパートで扱って良いと
なっている。

本町でも一般職員より出勤・
退勤時間をそれぞれ15 分短縮
し、あわせて30 分ほど短縮を
している。その面からはパートタ
イムを適用しても問題はないと
思われるが、現実的には法改正
の趣旨自体では待遇改善にあつ
たことから、フルタイム、パート
タイムが持ち込まれる事により
低い水準でも更なる処遇の格差
が固定化される可能性もある。

現状だと非常勤臨時職員は全員
がパートの扱いとなっている。
来年以降、任用職員であつて
も1 年契約の更新なので、逆に
フルタイムとして採用をする。
例えば期末手当、その他の手
当、扶養手当等々、それらも正
職員並みに支給できるような制
度設計も考えるべきではない
か。

答弁

町長

A

制度設計自体は、フルタ
イムとパートタイムの両

方平行して条例化していき
たい。

移行する現在の非常勤職員等
については現状の短縮した時間
のままスライドして移行する。
すなわちパートタイムの体系の
中に組み込んでいく予定であ
り、一定の処遇改善は図られる
と思っている。

フルタイムの関係について
は、決して財政的に難しいので
はなく、あくまで現在の臨時職
員については、職員の補助的又
は補完的な採用として仕事をし
てもらっている。今の臨時職員
には、そこまでの仕事と責任を
とってもらうような体系には
なっていない。

また、一層のことフルタイム
にしてはどうかとの意見もある
が、正規職員として欠員が生じ
た時には募集しており、その
時に社会人枠等も設定してい
る。現在、臨時的にいる職員が
正規職員になりたい、そちらの
方の試験を受けたいことに対し
て決して拒んではないし、意
思があれば是非
受験をして
もらいたい。



一般質問



蔵前議員

道河川、町河川の
改善、改修につ
いて

A

雨竜川、北海道管
理河川、町管理河
川の関係機関との
更なる連携強化に
努めていく

Q

先月の集中豪雨の際に町
内にある北海道管理の河
川、幌加内町管理の河川付近に
おいて町内のそば畑が河川から
の越流により冠水、倒伏被害に
遭った。今回は水位が半日程度
で復帰した為、昨年のような甚
大な被害はなかったと思われ
る。

しかし、近年の天候では1 時
間当たりの雨量もしくは1 日当
たりの総雨量は我々の予想を超
えた雨量が考えられる。毎年被

害に遭われる農家は河川に面し
た農地を耕作している農家の
方々でありこれ以上冠水被害が
続くと、大げさかもしれないが
耕作放棄を考える農家の方も出
てくるかもしれない。

農地保全の観点からも放置す
るわけにはいかないと考えら
れる。幌加内町として昨年、今回
の被害を確認していることは思
うが、今後、幌加内町河川にお
いて何らかの対策や今後に向け
ての計画、北海道河川において
はどのように陳情をしているの
か、もしくは今後予定されてい
る工事等があれば伺いたい。

答弁

町長

A

近年の集中豪雨において
は、河川氾濫や内水氾濫
により耕作地への冠水・浸水な
ど甚大な被害を受けており、受
益者や地域・自治区などからも
治水対策について強く要望され
ている。

このような状況を受け、北海
道管理河川については、毎年、
上川総合振興局旭川管理部地域
社会資本整備要望において、「幌
加内川」「沼牛川」「雨煙内川」の
河川整備として、雑木処理や堆
積土砂の撤去及び決壊箇所の整

備を要望してきている。また、昨年の秋、本年の春並びに先日、北海道の担当職員による対象河川の現地確認をお願いし実施した。

先般、旭川管理部からこの10月に予算の追加配当が見込まれ、「沼牛川」「雨竜川」の一部について、今年度、雑木除去作業等を実施する予定の連絡を受けた。町としても、北海道管理河川については、河川整備の要望を継続的に行っていくとともに、随時、被害状況を報告し現地確認のお願いをしていきたい。

また、今後の工事予定等については、現在、雨竜川の北海道の管理箇所の一部である添牛内橋から蚊竜橋までの約10・9km区間について、改修工事の実施が決定され、今後、随時、用地測量、用地買収等が実施されていくことになっている。町管理河川の雑木除去、河床掘削については、従来から維持の予算内で部分的な実施としていたが、計画的で継続性のある整備の実施を視野に検討していきたい。

本町における河川の災害対策については、本流となる雨竜

川、支流である北海道管理河川、町管理河川がそれぞれ平行して整備を進めることが重要であり、これら関係機関との更なる連携強化に努めていく。

Q 和寒線に横断歩道の設置を

A 警察ほか、関係する団体と設置に向けた手続きを図っていく

Q 現在、町内の道道和寒幌加内線において横断歩道がない状況である。今後、学童保育施設が旧病院長宅に変更され、また、高齢者住宅等が南西側にある為、役場、歯科医院、郵便局、Aコープ等に用事がある場合必ず和寒幌加内線を横断しなければならぬ状況である。信号機のある国道迂回して渡ればと言ってしまうがそれまでもかもしれないが、子供達や高齢の方々の安全確保の観点から横断歩道の敷設が急務であると考えます。

敷設となれば所轄警察署等への陳情等が必要と思われるが、横断歩道敷設に関して行政としての考えを伺いたい。

答弁

町長

A 道道和寒幌加内線の南側には町営住宅・特定公共賃貸住宅など、85戸ほどの住宅が建っており、現に徒歩・自転車等による道路横断は頻繁に発生している状況であると認識している。また、その東側には町立診療所、保健福祉総合センター、居住部門も含む。生涯学習センターやテルケア、山村広

場など道道和寒幌加内線両側には公共施設も多数整備されており、その往来の際は道路横断が必要となる。

一方、道路を走行する自家用車・大型車両の通行などの通行も多く、車両にとっても主要な道路である。横断歩道の設置における手続きを確認したところ、自治区長、若しくは町長名による土別警察署長へ要望書の提出をし、その後、旭川方面本部に集約され、方面本部では予算の関係等も含め、危険順位の高いところから設置が行われる。

この場所については、学童保育施設の移転もあ

り、現在以上の道路横断が予想されることから、交通安全対策として、横断歩道の設置は指摘のとおりである。

まずは、横断歩道の位置について警察ほか、関係する団体と相談・指示を仰ぎ、設置に向けた手続き、要望書の提出を図っていく。



「道道和寒幌加内線」

● 議会事務局からのお願い ●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先) 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地
幌加内町議会事務局宛



小関議員

Q 町防災計画について

A 防災、減災に向けた内部的なマニュアルを着実に整備していく

Q 近年、全国各地に於いて異常気象にともない局地的に甚大な被害をもたらす自然災害が多発している。本町に係わる自然災害も記録的豪雪、昨年の胆振東部地震によるブラックアウト、局地的豪雨による農地冠水、河川の増水による被害等、人命に係わることが想定されるほどの被害が頻発している。

現行の町防災計画の改善すべき事項として、危険見積り列挙、実施可能な事項と実施不可能な事項の洗い出し。町として対応できない事象、事項の整

理とその対応策の検討。新計画に加味すべき事項の把握等、検証の進捗状況。あわせて、町防災計画策定に係わる防災アドバイザーとして総合危機管理士、自衛官OB2名を委嘱したと聞くが、職責や待遇はどうなっているのか。

答弁 町長

A 幌加内町地域防災計画の見直し事業については、平成20年作成の計画で変更が出るたびに、必要に応じて見直しをしながら現在に至っている。昨

年からは国や道から1000年に一度を想定した防災計画の指針が示されており、本町もそれに準拠した内容に変更等をしていくように職員に指示している。

想定する災害は、風水害はもちろん大雪、地すべり、火災等あらゆるものを想定しているが、その量、時間、規模等が最近記録更新の大雨や大雪、風などにより、「予想外」「想定外」「100年、1000年に一度」という文字が飛び交っており、実際に全国各地で大きな災害が発生している。

「最悪の状況」をどこまで想定するかの設定は難しいと判断して

おり、「実施可能な事項・不可能な事項」についても、地域防災計画に明記するのは馴染まないものと考えている。また、「町として対応できない事象・事項の整理とその対応策の検討」も同様で、有事の際には行政間、消防間、多業種との連携協定もあり、加えて日ごろから申し上げているように、自助、共助、公助の相互連携により防災、減災に対応していくことが肝要である。

災害の規模、種類や状況によって交錯し異なるため、具体的に明記することは困難かつあまり合理的ではないと考えているが、警報が出た段階で、それぞれが、どのような行動をするかの「タイムライン」を策定しており、このタイムラインにより円滑な対応が図られるよう進めていきたい。



Q 昨年の胆振東部地震の時

であるが、前日に、ある団体が中札内村において机上の訓練が行われた。この場において行政も含めて各種災害対応のために職員にはスキルを磨いてほしいとの要望もある。

道からの指針に従って計画を策定することと思われるが、実

効性を伴わないような計画を立ててしまう。防災アドバイザーの意見、または今までの検証を踏まえて意見をもらう事が大切だと思う。特に気象庁からの警戒レベル1から5レベルで最近はおこして下さい。」との報道が多い。自分の命を守るのは当然、しかし、それを誘導するのは行政の責任もあるかと思われる。

道新に「緊急電源の確保は」との観点で新聞に掲載されていたが、幌加内町は一部、共有できる施設を持っているとの記載があった。特に本町は縦長の地域であり、幌加内地区での問題、政和地区での問題、朱鞠内地区での問題、母子里までの距離を考えるとこういった体制が本当に良いのか。ブラックアウトを機に住民の命、安全を守る手助けをどこまで行政ができるのか伺いたい。

答弁 町長

A 防災計画にどの程度盛り込むかについては、ある程度マニュアルがある。いざ有事になれば、どうするのかと言った時にいちいち防災計画を

開きながらやっていったのでは間
にあわない。いろんな災害が錯
綜する中、いちいちそれらを明
記して、またそれを紐解いて動
くというのは極めて非合理的
で、かつ難しい。

災害にもいろいろあり自然災
害と国民保護法で定められてい
るテロ行為がある。人為的に作
為的にされたものも災害として
捉えた場合、全て地域防災計画
に盛り込むのは極めて非合理的
でないかと考え、いかに実効性
がある行動が取れるのかなど、
昨年のブラックアウトで職員が
経験した。また、大雨により土
嚢積み、こういったものも昨年
から始めて職員が経験した。

いかに迅速にかつ有効に動け
るか。こういったものは訓練も
必要であり、当然、内部的なマ
ニュアルは担当部署が持つてい
なくてはならないと思ってお
り、着実に整備していつてい
と考えており、その中にタイム
ラインもある。

今年是全国のタイムライン協
議会が滝川市で開催されると聞
いている。それらを含めながら
我々職員もいろんな経験を積み
ながら実効性のある体制、取組
みに努力をしていきたい。

一般質問



稲見議員

Q 土木企業の人材育 成の支援を

A 建設業協会や商工
会などと協議を
し、支援策の要望
があれば検討して
いく

Q 毎年、日本各地で大雨、
地震といった災害が発生
しているなか、幌加内町も毎年
のように大雨による被害が出て
きている。防災を考えるのは当
然だが、被害が出た後の復旧に
も力を入れる。

災害復旧で頼りになるのは重
機を保有している土木業者であ
るが、どの業種にも当てはまる
事ではあるが人材不足がある。
年数が経ち更に人材も減るよう
な事もあれば幌加内町の安全を
守る事にも支障をきたす。

災害復旧の維持、向上を図る
為にも資格支援など人材育成に
支援策を行い、人材確保に力
を入れる事が町の安全を守る事
にも繋がると思うがどう考える
か。

答弁 町長

A 地元建設業者は、地域社
会の安全・安心の確保を
担い、災害発生時の復旧作業な
ど有事の際には、町内4建設業
者で構成する建設業協会と地域
防災協定を締結している。実
際、昨年の豪雪対策にはこの協
定に基づき大変ご尽力をいただ
いた。各社には日頃の地域貢献
を含め、お礼を申し上げるとも
に、敬意を表する。

土木業に限らず、本町おける
人材確保には、多くの苦労があ
ることは認識している。各社と
も本来の業務量に応じ職員を確
保している状況であり、災害時
のために人員を抱える状況では
ないと認識している。また、各
社では、正規職員に対して、業
務に必要な重機オペレーターの
資格取得に関し会社負担をして
おり、非正規職員に対しても、
一定の割合で負担をしていると
思う。

その他、各個人に対する支援
施策として、上川北部地域の名
寄市、士別市、下川町、美深
町、音威子府村、中川町、剣淵
町、和寒町、本町の9市町村で
構成する、公益社団法人上川北
部地域人材開発センターにおい
て、具体的な例で言えば、普通
自動車免許保有者を対象に、建
設総合コースとして、10月1日
から25日までの期間で、募集人
員10名、受講料無料で講習を
行っており、取得できる資格と
して、大型特殊免許、小型移
動式クレーン運転技能講習、
フォークリフト運転技能講習な
ど重機オペレーターとして技能
を高める応援施策が展開されて
いる。

同様に士別地域通年雇用促進
協議会においても事業が実施さ
れており、こういった制度も活
用していただきたい。

国や北海道に対して常日頃よ
り、地元企業がなければ有事の
際には大変なことになるので、
一定の配慮を賜りたいとお願い
をしている。

今後、高齢化などにより災害
の際に人手が不足し、復旧作業
が遅れ町民の安心、安全が確保
されないような状況を招かぬよ

う、建設業協会、商工会などと
必要に応じ協議をし、状況把握
に努めるとともに、支援策の要
望があれば検討をしていきた
い。



一般質問



藤井議員

Q 町職員の消防団入団について

A 消防団員との兼職に関しては、協議を重ねながら検討していく

Q 本町の消防団員の定数は56名。現在38名の方に消防団員として活動いただいていると聞いている。今後、定年による退職を見込むと更なる団員数の減少が予想され、災害対応や予消防活動への対応も厳しくなると思われる。

本町はこれまで大地震等の大きな災害に見舞われた経験は少ないと思うが、昨今の異常気象に伴う風水害や台風等への危機感をもって体制を構築していく必要があると強く感じる。昨年のブラックアウトや気象状況の

変化による未曾有の災害に対し、消防団が更なる入団を呼びかけることは当然だが、町全体で協力できる体制の一環として役場職員の方々に入団していただき人員不足に対応してはどうか。

深川地区から土別地区へ移管予定であると聞いているが、他市町では市や町の職員が入団し団員数が増加傾向にあると聞いている。先日、消防団長が町長へ協力をお願いに伺ったと聞いているが考えを伺いたい。

答弁

町長

A 本町の消防団の定数は56名となっており、実数の

38名とかなりの差が出ている状況である。しかし、この定数はまだ人口が多かったころから変更がされておらず、深川地区消防組合構成団体では秩父別町や妹背牛町の50名よりも多く、また、土別地方消防事務組合構成団体では剣淵町が45名、和寒町が48名と人口に比較した場合、本町の定数そのものがどうなのかという面もある。ただし、本町のような南北に長く集落が点在している現状を考えると消防施設や車両の確保を考えた時、

人口数だけでは語れない部分があるのも事実である。

8月13日に団長・副団長が来庁され団員確保に向けた正式な申し入れがあった。町職員は地方公務員法により職務専念義務が課せられ、有事の際には災害対策本部の指揮の下、様々な対応をとることで拘束されておられ、消防団員としての動きにはならないことを説明した。他市町村では役場職員の消防団入会が増えているという質問であったが、近隣では土別市5人、これは合併前の朝日町時代の名残分で実際は活動していないと聞いている。剣淵町5人、名寄市3人、下川町9人、中川町11人、音威子府村7人。空知管内では北竜町5人、秩父別町7人、妹背牛町6人と職員数の割合から見ると、それほど多くないのが現状である。深川市のように機能別団員などの扱い等もあるが、それも正規な消防団活動はしていない状況である。

しかし、平成25年制定「消防団を中核とした地

域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴い、公務員の消防団員との兼職に関する特例措置等も時代とともに変わってきている。先の要請を受け、町としてどのような体制で協力するのが一番良いのかを、問題点も含め検討するよう指示を出したところであり、今後職員とも協議を重ねながら、早ければ来年度の土別地方消防事務組合への移管に合わせるように対応をしていきたい。



「幌加内町消防団員」

議会の様子をホームページで見ることができます！

議員の活動や広報など掲載しています。

議会ページは町ホームページから見るすることができます。

わたしの一言



蔵前 文彦さん

本年度より議員活動を始めて約半年が過ぎようとしています。議員の活動を通して改めて知らなかった事が多く、恥ずかしい思いをした事などもあり、本当に毎日が勉強だなと思いつつ活動しています。この仕事をやってみたい責任の重さを感じつつ、先輩議員の方々に指導をいただきながら活動をさせていただいております。

の方々の意見を町政に反映できるとは、素晴らしい取り組みを目標として微力ではありますが、一議員として活動していきたいと思っております。



さて以前から議会に伴う書誌等で議会改革という事を聞くようになりました、議員のなり手不足等地方議会では問題が山積している中、幌加内町議会もできる範囲内で議会改革に取り組み、多様な世代

総務厚生常任委員会行政視察報告

調査項目：子育てサポート拠点施設「にじの森」について

調査年月日：令和元年8月19日

視察場所：枝幸町

視察議員：小関委員長・中川議員・稲見議員・藤井議員・小川議長

子育てサポート拠点施設「にじの森」について

○視察場所 枝幸町

「にじの森」の施設は、平成26年3月に閉院となった個人病院を町が取得し改修、平成30年4月より子育てサポート拠点施設として活用されている。

この施設では、子育ての隙間を地域住民同士のつながりで埋めるための取り組みが行われており、子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となっており、アドバイザーを通じて支援活動が行われている。

施設の運営は町内の主婦で集う「にじをつなぐ会」が町からの委託を受け行っており、子育て支援のほか、幅広い年齢層が集える交流の場として、カフェやレンタルスペース、サークル活動室などが整備されている。

子育て世代からの要望により実現された施設であり、施設の運営も既に活動していた子育てサークルが町からの委託を受けることでスムーズな運営が行われており、本町としても今後の施設整備を行っていく上での参考となる事例でした。



産建文教常任委員会行政視察報告

調査項目：①道の駅「ノンキーランドひがしもこと」について

②鶴居村の観光の取組みについて

調査年月日：令和元年8月22日から23日

視察場所：大空町・鶴居村

視察議員：市村委員長・中南議員・中村議員・蔵前議員・藤井議員

①道の駅「ノンキーランドひがしもこと」について

○視察場所 大空町

大空町は、旧女満別町と旧東藻琴村が合併してできた町である。

旧東藻琴村である東藻琴地区では民間施設や生鮮食品を扱うスーパーの廃業などにより、平成22年から「まちづくり住民懇談会」が設置され、現実的な飲食、物販、宿泊施設等のあり方について、施設の必要性や候補地の選定などの協議が行われてきた。

協議の結果、平成26年に市街地中心部を候補地とする「地域振興施設」を建設することを決定し、平成29年に現在の「道の駅ノンキーランドひがしもこと」が完成し、1階はレストランや物販スペースのほか、トイレや会議室などが整備され、2階は21室、全てが宿泊施設となっている。

農村部への観光客の誘致や情報発信基地としての役割を担っており、本町においても朱鞠内地区を中心とした観光拠点施設の整備の参考となる施設でした。



②鶴居村の観光の取組みについて

○視察場所 鶴居村

鶴居村の観光については、タンチョウが生息していることや釧路湿原国立公園に隣接していることから国内外から多くの観光客が訪れており、道東自動車道の延伸や釧路空港のLCCの就航などから関西経由による台湾、ベトナムなどのアジア圏の観光客が増えてきている。

特に鶴居村観光協会を中心に台湾やベトナムなどのインバウンドの受入れを積極的に行っており、来村者によるSNSを通じた情報発信により、現地での村の知名度が上昇している。

また、都市住民を対象とした農泊推進事業の展開により長期滞在型の観光への取り組みも行われており、今後本町でも増加が予想されるインバウンドへの取り組みや観光客の誘致に対する参考となる事例でした。

